

2010年5月25日

防衛大臣
北澤俊美殿

新嘉手納基地爆音訴訟原告団
会長 仲村清勇

要請書

航空機騒音のない、静かな環境の下で暮らしたい私達の切実な願いの下で、新嘉手納爆音訴訟裁判の提訴から10年を経過し、平成21年2月27日、那覇高裁での判決が言い渡されました。その判決に鑑み、下記事項の要請を致したく、ご案内申し上げます。

記

1. 日時 平成22年6月3日
2. 要請参加人員 3名程度
3. 要請事項
 - (1) 騒音防止協定を遵守せよ。
 - * 嘉手納基地に於いては、頻繁に深夜（夜10時～翌朝6時）の飛行が行われている。
 - (2) 市街地上空での飛行訓練を禁止せよ。
 - * タッチアンドゴー訓練等で市街地上空での飛行が頻繁に行われている。
 - (3) 外来機の嘉手納基地での自由使用を抑制せよ。
 - * 外来機が嘉手納基地での訓練等で自由に飛来して訓練している。
 - (4) コンター見直し作業について住民の意思の反映された見直し作業をし、その進捗状況の説明を求める。
 - * 防衛省沖縄局に要望してあるが、具体的説明がない。
 - (5) 今年の7月アメリカ独立記念日に、嘉手納基地での曲芸飛行の反対要請行動について
 - * 去年の独立記念日に嘉手納基地司令官は、今年嘉手納基地での曲芸飛行を示唆している。